

議事要旨(6) 退職給付専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬専門委員長及び中根研究員より、「退職給付専門委員会での検討状況」、「退職給付会計の考え方について」、及び「論点 1-2 退職給付見込額の期間帰属の方法の見直し」について、審議資料に基づき説明がなされた。その後、次のような質疑応答が行われた。

検討事項 2-2 について（審議事項(6)-3)

- 給付算定式が著しく後過重であるかの判定にあたっては、IASB の動向を踏まえる必要があるが、将来昇給について考慮すべきという意見があった。

検討事項 3-1 について（審議事項(6)-3)

- 期間定額基準が IAS 第 19 号で採用されていない理由についての質問があった。これに対して事務局より、期間定額基準によれば、給付算定式に基づく額を下回る債務額になることがあるが、IASB は負債としては少なくとも給付算定式に基づく額までは認識すべきと結論付けたためと考えられるとする回答があった。
- この回答を踏まえ、ある委員から次のような意見があった。
上記のような、負債の認識額に対する IASB の考えには基本的に納得できず、さらに、IAS 第 19 号の定額法（以下「定額法」という。）は、債務額が過度に保守的に計算されることとなり妥当でない。期間定額基準は否定されるべきでなく、この点で 2 案を支持するが、定額法は妥当でないため、給付算定式が著しく後加重である場合でもこれを適用しないよう、2 案を修正すべき。
- 我が国では期間定額基準が定着しているため、これを残すべきと考えられる一方で、IFRS を任意適用する企業は給付算定式を使うことになるため、いずれも認める 2 案が妥当との意見があった。また、定額法と同様の方法を求めている米国会計基準の実務経験からは、我が国の給付算定式について、期間定額基準と定額法の計算結果の相違は重要でないと考えられるとする意見もあった。
- 給付算定式は、各企業が独自に設定することができ、また、終身雇用制の影響により給付算定式は後過重になる傾向を踏まえると、期間定額基準と定額法の相違に大きな影響がないとは言い切れないため、選択適用とせずいずれかの方法とするべきであり、1 案が妥当とする意見があった。

以 上